

●返戻金制度に関する事項

- ・返戻金制度 あり

【制度内容】 求人者の責に帰さない事由により、入社後、以下の期間で退職に至った場合、当社は受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還する。

但し、求人者の帰すべき事由により退職に至った場合、当社は受領した前条の紹介手数料を返金しない。なお、当該退職が紹介手数料の支払い前であっても、当社の紹介手数料支払債務は消滅しないものとする。

- (1) 入社後1ヶ月以内 紹介手数料の80%
- (2) 入社後2ヶ月以内 紹介手数料の50%
- (3) 入社後3ヶ月以内 紹介手数料の30%

許可番号 23ーユー302921

事業所名称 株式会社プラス・シー・スタッフィング

所在地 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12